

日本特殊陶業健康保険組合からのお知らせ

被扶養者の資格調査(検認)ご協力をお願い

—— 定期的に資格調査を実施します ——

日本特殊陶業健康保険組合(以下「当健保組合」)では、下記要領で令和7年度分の被扶養者の資格調査(検認)を実施しますので、調査書類の提出についてご協力をお願いいたします。

また、本業務については「株式会社 法研中部」へ委託をしております。

問い合わせや督促のため、委託先よりご連絡させていただく場合がございますので、予めご了承ください。



- 資格調査を公平かつ厳正に行うために、当健保組合が指定する公的な証明書等のご提出をお願いいたします。
- 書類の作成費用等、資格調査の**手続きに要する費用は、調査対象者の個人負担となりますので、ご了承ください。**
- 書類は令和7年7月1日以降発行のものが有効となります。
- 提出いただいた書類は返却できません**ので提出前に控えをおとりください。

※本調査においてご報告いただく個人情報に関しては、今後の適正な認定および資格確認のために使用するもので、当該業務の目的以外に使用することはありません。

被扶養者の資格調査(検認)実施要領

調査対象者

16歳以上の被扶養者(令和7年4月1日時点の年齢)

【但し、以下の被扶養者は対象外です】

- ① 令和7年6月1日以降に扶養になった方
- ② 令和7年8月末までに75歳に到達する方
- ③ 令和7年8月末までに資格喪失(除外)する方

提出書類

- ① 「被扶養者確認調書」(以下「確認調書」)
- ② 該当の必要書類一式

提出期限

令和7年8月22日(金) 必着

※令和7年7月3日時点のデータをもとに、令和7年7月25日現在で
発送させていただいております。

提出方法

同封の返信用封筒を使用し、(株)法研中部へ郵送

お問い合わせ先

日本特殊陶業健康保険組合資格調査専用コールセンター

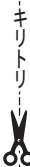
TEL:0120-206-286【無料通話】平日のみ 9:00~17:00

※会社が休業日の場合でも、コールセンターの営業については暦通りとなります。
※IP電話など、一部の電話機からつながらない場合があります。

.....

世帯全員が記載されているもの

.....

[illegible]

1 被扶養者の認定基準 P1「資格調査の流れ・認定基準」

被扶養者には、保険料を負担しないで給付を受けられる代わりに、親族関係（続柄）と扶養状況（被扶養者の収入状況）について、一定の要件を常に満たしている必要があります。
ところが、時間の経過とともにその要件から外れる方が出てくるため当健保組合では定期的に要件が備わっているかの確認を行い、被扶養者としての資格を調査します。

2 「確認調書」の記入と確認 P3「記入例」

「確認調書」の被保険者・対象者欄の記載内容（氏名、生年月日等）を確認し、必要事項をご記入ください。
印字項目に訂正がある場合は赤字で訂正してください。

3 調査対象者全員の必要書類の確認 P2,P4「必要書類について」

「確認調書」に記載された調査対象者全員の必要書類・取得先をご確認ください。

4 「確認調書」と必要書類の提出

同封の返信用封筒を使用し、「株式会社 法研中部」へご郵送ください。
※提出いただいた書類の内容確認後、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。

5 扶養認定基準を満たしていない方にはご連絡します

調査の結果、扶養認定基準を満たしていない方には、扶養を外す手続きおよび外れた後の手続き等についてご案内します。
※扶養認定基準を満たしている方へのご連絡は省略させていただきます。

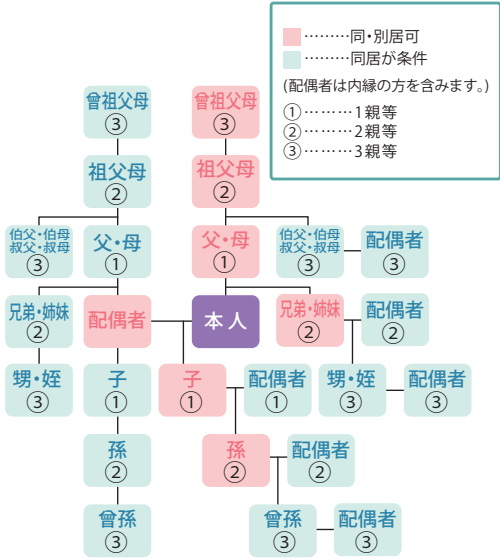
『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり(民法上の親族と同一ではありません)、主として被保険者の収入で生計を維持していることが必要です。さらに同一世帯が要件とされる親族もあります。また、留学等の一時的な国外居住者を除き、国内に住民票のない方は被扶養者になれません。

※同一世帯とは、「被保険者と住居および家計を共同にすること」をいいます。二世帯住宅などで同居していても、住民票を世帯分離している場合は別居となり、同一世帯とは認められません。

被扶養者が別居または被保険者世帯と世帯分離をしている場合
被保険者は、別居している被扶養者に生活費として送金している必要があります。

- ①その家族は健康保険法に定める被扶養者の範囲であること。
- ②被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由があること。
- ③その家族は、主として被保険者（従業員）の収入により生活していること。
- ④被保険者には継続的にその家族を養う経済的扶養能力があること。
- ⑤年間収入が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、かつ108,334円（60歳以上または障害者は150,000円）以上の収入を2カ月以上継続して受けていないこと。



認定対象者の収入限度

厚生労働省の通達により、次の①②両方の条件を満たしていることが判断基準となります。

① 金額	
被扶養者の年齢	収入限度額
59歳以下の場合	■ 月収108,334円以上を2カ月以上継続して受けていない ■ 年換算で130万円未満 ■ 雇用保険・傷病手当金・出産手当金等は日額3,612円未満
60歳以上または障害者	■ 月収150,000円以上を2カ月以上継続して受けていない ■ 年換算で180万円未満 ■ 雇用保険・傷病手当金等は日額5,000円未満
② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)	
被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の 年収の1/2未満 であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者からの 送金額未満 であること

『被扶養者の資格調査(検認)』は、なぜ必要？

健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省保険局の通知・指導に基づいて行うもので、当健保組合加入の皆様の大変な保険料を公正に運用し、組合運営の適正化を図るため、実施が義務づけられています。

【健康保険法施行規則第50条】

- 保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる

【厚生労働省通知】

- 厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）…被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局保険課長通知（保保発第1029005号）…被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

※検認に必要な書類をご提出いただけない場合、被扶養者の資格が無効となって「保険証」「資格確認書」を使用できなくなります。

（参考：「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする。」健康保険法施行規則第50条9項）

被扶養者は、被保険者の収入によって生計を維持していることが必要です。日常生活実態が大きく変化し、被扶養者が経済的に自立するなど、被扶養者としての認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに被扶養者削除手続きを行ってください。

こんなときは被扶養者削除手続きが必要です。

1 卒業して、就職先の健康保険に加入したとき

2 パート先の健康保険に加入したとき

3 年間130万円以上の収入が見込まれるようになったとき
(60歳以上または障害年金受給の場合は180万円以上)

4 離婚・死亡したとき

5 同居条件の被扶養者が別居したとき

6 他の家族の被扶養者となったとき

7 2カ月連続で108,334円(60歳以上150,000円)を超過したとき

8 雇用保険を受給したとき

9 後期高齢者医療広域連合に加入したとき

2カ月連続で月額が108,334円以上の場合は、年間収入130万円以上の基準を超過しているとみなし、超過した最初の月の1日より扶養削除となります。

(60歳以上 1カ月 150,000円以上 1年 180万円以上)

雇用保険の日額が3,612円以上の場合は、年間収入130万円以上の基準を超過しているとみなし、受給開始日より扶養削除となります。

(60歳以上 1日 5,000円以上 1年 180万円以上)

1カ月あたりのパート・アルバイト収入や、1日あたりの雇用保険の給付額の超過にご注意ください。

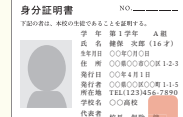


学生の方は、職業欄の「(4)学生に☒チェックし、
学生証[コピー]または生徒手帳[コピー]のみ提出
※氏名・発行日・有効期限が記載されているもの

学生証 [コピー]



生徒手帳 [コピー]



- 確認調査が2枚以上入っている場合もあります。
- 記入する部分をわかりやすく青色にしています。



日中に連絡の取れる電話番号を記入
書類に不備等があった場合、ご連絡させて
いただくことがあります

【被扶養者確認調査】

▼下記の対象者について該当事実に相違ありません。 印字項目に訂正がある場合は、赤字二重線を引いて余白に正しい情報を記入してください。

被保険者 健康保険 記号・番号 123-4567	氏名 健保 太郎	電話番号 090-1234-5678
現在 職業等 □(1)給与所得者(パート・アルバイト等含む) ☒ (2)自営業 □(3)無職 □(4)学生 → 学生証[コピー]または生徒手帳[コピー]のみ提出(他の提出書類はありません)	生年月日 昭和50年3月30日	年齢 50
障害者手帳 □(1)無 □(2)有 → 認定市町村名: (名古屋市) 等級: (3)級 ※障害年金の受給はありますか ☒ はい □いいえ	続柄 妻	認定日 平成20年1月21日
削除 □削除該当(事由発生日 年 月 日) → □就職 □離婚 □基準超過 □削除申請 ※削除手続きはこの確認調査ではできません。該当される方は除外申請ください。(労務WF.50、もしくは各事業所へ異動)	備考 健保組合に申し出たい事項があれば備考欄に記入	削除該当の場合は、該当項目に ☒ チェック

学生以外の方 必須提出書類	① 世帯全員の住民票(続柄のあるもの)[原本] ② 令和7年度(令和6年1月～12月分)所得証明書(非課税 または 課税証明書)[原本] ※無職・無収入の方も必要(冊子P2の所得証明書の交付申請に際してのお願い(ゼロ円申告の希望)をご利用ください)	取得先 市区町村役場
------------------	--	---------------

▼①～③の項目に☒チェックおよび金額等をご記入いただき、必須提出書類と対象の状況に応じて該当するすべての書類をご提出ください。

1 収入状況について	チェック欄 / 記入欄 令和7年度 所得証明書の給与収入 (パート・アルバイト等含む) ☐ 130万円以上 (60歳以上または 障害者は180万円) ☒ 130万円未満 (60歳以上または 障害者は180万円) ☒ 年金収入がある ☐ (1) 老齢 ☐ (2) 遺族 ☒ (3) 障害 ☐ (4) その他 () 令和7年見込 (58万 円/年) ☒ 個人収入がある 総収入額 ※必要経費を控除する前の金額 令和6年分 (30万 円/年) ☐ 手当を受給している ☐ (1) 雇用保険失業給付 ☐ (2) 傷病手当 ☐ (3) 出産手当 ☐ (4) その他 () ☐ 令和6年1月1日～退職した ☐ 以前から働いていない (右記、退職日の記入は不要です) 退職日: (年 月 日) ※退職後、雇用保険失業給付の受給がある場合は①収入状況の 「手当を受給している」に ☒ チェックし、必要書類を提出	必要提出書類	取得・問い合わせ先
→ ☒ はい	令和6年1月～12月の給与明細書[コピー] または 同封の給与支払証明書[原本] 所得証明書にて金額を確認します 年金振込通知書[コピー] または 年金額改定通知書[コピー] 令和6年分確定申告書(控)[コピー] 収支必要経費控除前の金額 雇用保険受給資格者証[すべての面のコピー] または 支給決定通知書[コピー]など	勤務先 — 日本年金機構 年金事務所等 両方 税務署 ハローワーク 等	
→ ☐ いいえ	令和7年度 所得証明書の給与収入 (パート・アルバイト等含む) ☐ 130万円以上 (60歳以上または 障害者は180万円) ☐ 130万円未満 (60歳以上または 障害者は180万円) ☐ 年金収入がある ☐ (1) 老齢 ☐ (2) 遺族 ☐ (3) 障害 ☐ (4) その他 () 令和7年見込 (円/年) ☐ 個人収入がある 総収入額 ※必要経費を控除する前の金額 令和6年分 (円/年) ☐ 手当を受給している ☐ (1) 雇用保険失業給付 ☐ (2) 傷病手当 ☐ (3) 出産手当 ☐ (4) その他 () ☐ 令和6年1月1日～退職した ☐ 以前から働いていない (右記、退職日の記入は不要です) 退職日: (年 月 日) ※退職後、雇用保険失業給付の受給がある場合は①収入状況の 「手当を受給している」に ☒ チェックし、必要書類を提出	—	
2 同別居状況について: 被保険者と同居していますか? ※単身赴任、学生、施設入所の場合は同居扱いとなりますので「はい」	別居の場合は送金確認が必要 令和7年4月～6月の振込明細[コピー]	銀行等	

お問い合わせ先 日本特殊陶業健康保険組合資格調査専用コールセンター

無料通話: 平日のみ 9:00 ~ 17:00
TEL: 0120-206-286

■ 令和7年度所得証明書の給与収入が130万円 (60歳以上または障害者は180万円)を超えている方

「令和6年1月～12月の給与明細書」[コピー]または同封の
「給与支払証明書」[原本]をご提出ください。

※氏名、支給月がわかるもの

※証明日、会社名、所在地、代表者名(押印)があるもの

給与明細書、または給与支払証明書をご提出いただけない場合は
令和6年1月1日喪失となりますのでご注意ください。

対象者の勤務先に証明書の記入を
依頼してご提出ください。

■ 年金収入のある方

令和7年中に発行された「年金振込通知書」[コピー]
または「年金額改定通知書」[コピー]をご提出ください。
税金や介護保険料等が控除される前の『年金支払額』を
確認します。

※年金源泉徴収票は不可

紛失した場合は「日本年金機構」「年金事務所」「発行元」に
再発行を依頼してください。

(お問い合わせ先: ねんきんダイヤル 0570-05-1165)

[年金振込通知書]

『年金支払額』

✕『控除後振込額』
ではありません

※遺族年金・障害年金・個人年金などを
受給している場合も、ご提出ください。

■ 事業収入のある方

「令和6年分確定申告書(控)」[コピー]と「収支内訳書」[コピー]または「青色申告決算
書」[コピー]をご提出ください。『総収入額』から、当健保組合が必要経費として
認められる経費を差し引いた金額を確認します。

※窓口・郵送で申告される方は、収受日の確認のため「申告書等の提出について」[コピー]
をあわせてご提出ください。詳細は、税務署発行のリーフレットをご確認ください。
e-taxで申告される方は、申告書右上に記載の受付番号で確認するためご提出不要です。

[収支内訳書]

『総収入額』

■ 手当を受給されている方

令和6年1月1日以降に失業給付を
受けられている場合は「雇用保険
受給資格者証」[すべての面のコピー]
をご提出ください。
傷病手当金等を受けられている
場合は「支給決定通知書」[コピー]
をご提出ください。

■ 被保険者と別居している方

令和7年4月～6月の連続3カ月分の「振込明細」[コピー]をご提出
ください。毎月継続して送金しているかを確認します。

※単身赴任・学生・施設入所の方は不要

【必要な送金額について】

対象者に収入がある場合

対象者の収入を超える金額

例: 一人暮らしの母で年金収入が月80,000円…必要送金額 月81,000円以上

対象者に収入がない場合

対象者の生活が維持できると判断できる金額

例: 一人暮らしの母で無収入…必要送金額 月58,000円以上

誰から誰へ・いつ・いくら送金されたかが分かるもの

✕ 送金の一部として認められません!

- 手渡し
 - 水道光熱費の領収書
 - 家賃
 - クレジットカードなどの支払明細書
- 「住民票」が同一世帯に属していない場合は同居と認められず別居
扱いとなりますので、送金をしていないと扶養削除となります。

[振込明細]

※送金額等、詳細については当健保組合ホームページにてご確認ください。